

お取引先様 各位

「緊急事態宣言」再度延長に伴う 1 都 3 県の営業対応について

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、政府により2021年3月5日(金)に、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県の1都3県に対し3月7日(日)までとしていた「緊急事態宣言」の期間が、3月21日(日)まで再度延長されました。

この発令を受けまして、対象となりました1都3県の事業所における営業対応の特例措置を、3月26日(金)まで再度延長することと致しました。

尚、2月28日(日)に緊急事態宣言が解除されました2府4県（愛知県・岐阜県・京都府・大阪府・兵庫県・福岡県）の営業対応の特例措置は、3月12日(金)までとさせていただきます。

お客様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

【期間】 2021年3月26日(金)まで期間延長

【対象】 1 都 3 県（14 営業所）

東京都 城北営業所、城東営業所、城南営業所、東京建装営業所、東京特販営業所、
立川営業所、東京住設営業所、量販営業所、リテイル営業所東京事務所

神奈川県 横浜営業所、厚木営業所

埼玉県 大宮営業所

千葉県 千葉営業所、柏営業所

【業務体制】 業務時間の変更継続 9:00 ～ 17:00 ※従来の終業時間より45分短縮

- ただし、首都圏における緊急事態宣言の再延長や今後の状況等に応じて変更させていただく場合がございます。
- 対象営業所において、一定数の営業員・フロアセールス（受注・お問合せ対応）は時差出勤、在宅勤務などの出勤調整を行います。
- お客様とのお打合せ等については、可能な限り電話やメールなどを活用した業務をさせていただきます。

以上